

資料エ 諮問「敬老乗車証制度の今後の在り方について」



制度の概要

- (1) 対象者
市内在住の満70歳以上の方
- (2) 乗車できる範囲
 - ① 磁気カードで乗車できる路線
 - ア 市バス・地下鉄
 - イ 地下鉄延伸等を契機とし、市バスが撤退した地域等（岩倉・大原、山科・醍醐，京北）を運行する民営バス
 - ② 民営バス乗車証で乗車できる路線
上記①が運行していない周辺地域等を運行する民営バス（ただし、交付は該当地域の方のみ）
- (3) 負担金区分
交付を受ける方は、所得に応じ、下表のとおり、0～15,000円（5段階）の一部負担金を本市に支払う（平成17年度から）
- (4) 本市は、交通事業者（交通局及び民営バス事業者）に対して運賃相当額を「交付金」として支払う。

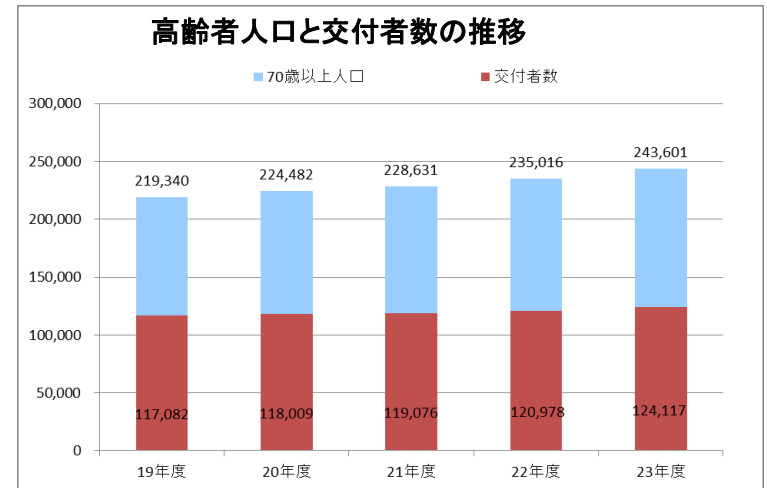
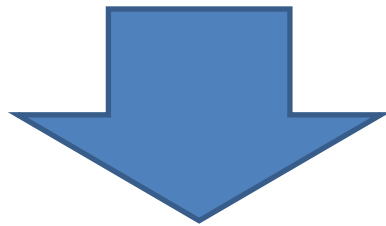


所得区分	負担額 (年額:円)
生活保護を受給されている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	0
本人が市民税非課税の方	3,000
本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	5,000
本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上700万円未満の方	10,000
本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上の方	15,000



<論点>

- 民営バスの適用拡大などの制度改善を求める要望
- 高齢化の進行に伴い、本制度に要する経費は年々増大



他の政令市においても様々な改革が行われる中、本市においても、

- 利便性の向上
 - 給付内容
 - 受益者負担の在り方
- 等、多面的な検討が必要となっている。

